

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

資料番号	52	担当課	薬務衛生課		
法令名	興行場法	根拠条項	2-1	許認可等の内容	興行場の営業の許可
○興行場法 (昭和23年法律第137号)					
[営業の許可]					
第二条 業として興行場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。					
2 都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。					
○興行場の構造設備の基準等に関する条例 (昭和59年愛媛県条例第20号)					
(通則)					
第2条 法第2条第2項の規定による興行場の設置の場所及び構造設備の基準については、この章の定めるところによる。					
(設置の場所の基準)					
第3条 興行場の設置の場所の基準は、次のとおりとする。					
(1) 興行場は、排水が極めて悪い場所その他入場者の衛生に支障を来す場所には設置しないこと。ただし、その周囲が耐水材料による排水溝を設ける等排水が容易に行え、かつ、清掃が容易に行える構造であり、及び興行場の床面がコンクリートその他の不浸透性材料で覆われ、又は地盤面から45センチメートル以上の高さにある等防湿上有効な措置が講じられている場所にあつては、この限りでない。					
(2) 興行場は、周囲に採光及び換気に支障を来さないよう空地その他適当な空間を設けることができる場所に設置すること。ただし、興行場の採光及び換気に係る構造設備により公衆衛生上支障を来さない場合は、この限りでない。					
(興行場全般の構造設備の基準)					
第4条 興行場全般の構造設備の基準は、次のとおりとする。					
(1) 興行場には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため、外部に開放されている窓、給気口、排気口等に金網等を設けること。					
(2) 興行場は、清掃及び排水が容易に行える構造であること。					
(3) 興行場のうち、入場者が興行を見、又は聞くために利用する場所 (以下「観覧室」という。) は、舞台等興行に直接関係する場所を除き、ロビー、食堂、便所及び売店等とは、隔壁等により区画すること。					
(4) 観覧室、ロビー、食堂等には、入場者の利用に応ずる便所を設けること。					
(5) 食堂、売店及び食品販売設備は、便所の付近その他の不潔な場所に設けてはならないこと。ただし、便所の付近であつても、当該便所が次室を設けた水洗便所であつて公衆衛生上支障を来さない場合は、この限りでない。					
(6) 興行場内 (以下「場内」という。) には、各階の観覧室、廊下等に温度計及び湿度計を入場者に見えるよう適当な位置に設けること。					
(7) 天井は、興行目的に応じ十分な高さを有していること。					
(8) 入場者の用に供する座布団等を備える場合には、清潔で衛生的に保管できる設備を適当な場所に設けること。					
(9) 興行場には、適当な数の清掃用具及び必要に応じ散水用具を備えるとともに、当該清掃用具等を清潔で衛生的に保管できる専用の設備を適当な場所に設けること。					
(10) 場内には、不浸透性材料で作られ、かつ、汚液 (汚水を含む。以下同じ。)、ごみ等が飛散流出しない構造の適当な数のごみ箱を置くこと。					
(11) 興行場には、必要に応じ、ごみを置く集積場を適当な場所に設けること。					

- (12) 観覧室に土足で入る構造設備の興行場にあつては、場内への入口に靴等に付着する泥土を除去するための敷物等を置くこと。

(観覧室の構造設備の基準)

第5条 観覧室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 観覧室は、入場者が、容易に移動、着席及び出入りができることのほか、入場者の衛生及び観覧に支障を来さないよう清掃及び消毒が容易に行える構造設備であつて、十分な広さ及び高さを有し、かつ、適当な数及び広さの出入口並びに適当な数及び広さの観覧席（入場者が興行を見、又は聞くためのいす席、座席及び立見席をいう。以下同じ。）を備えること。
- (2) 映画館、演劇場、音楽ホール、演芸場その他劇場形態の興行場にあつては、次の構造設備であること。
- ア 平場（階上に観覧席がない場合の観覧室前方の平らな床面の部分をいう。）にあつては床面から天井まで少なくとも3.5メートル以上の高さがあり、階上又は階下の場所にあつては床面から天井まで少なくとも2.1メートル以上の高さがあること。
- イ 舞台は、観覧室と適切に区画すること。
- ウ 階上の観覧室の前端には、階下に不潔な物等が落ちないように金網等を設けること。

(照明設備の基準)

第6条 照明設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 特に定める場合を除き、入場者の衛生及び興行に支障を来さないよう、床面から80センチメートルの高さのすべてのところで照度100ルクス以上になるよう適当な照度機能を有する照明設備を設けること。ただし、窓等から採光する構造の場合であつて、自然光線で所要の照度を十分に達成できるときは、この限りでない。
- (2) 観覧室、ロビー、休憩室、廊下、階段、便所及びその他の入場者が利用する場所並びに電気室及び機械室には、床面において150ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。
- (3) 観覧室、ロビー、休憩室、廊下、階段、出入口、非常口、便所及びその他の入場者が利用する場所には、床面において10ルクス以上の照度を満たす機能を有する電源の異なる補助照明設備を設けること。
- (4) 映画の映写等のため観覧室の消灯を行う場合にあつては、電圧昇降器等による漸減式照明方法ができる照明設備を設けること。
- (5) 観覧室には、映写中、演劇中等の場合であつても、床面のすべてのところにおいて常に0.2ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。
- (6) 出入口、売店及び入場券売場には、床面から80センチメートルの高さのすべてのところにおいて200ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。ただし、入場券売場にあつては、局部照明を併用しても差し支えない。

(牛角力(すもう)場の構造設備の基準の特例)

第7条 牛角力(すもう)場の構造設備の基準は、前3条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 土俵は、直径10.91メートル以上の円形とすること。
- (2) 土俵は、さくをもつて囲み、観覧席と区画すること。
- (3) さくのくいは、末口の直径9センチメートルから15センチメートルまで、長さ2.73メートル以上の松丸太その他堅ろうな材料を用い、これを地上1.82メートル以上の高さ、地下0.91メートル以上の深さ及び0.91メートルから1.21メートルまでの間隔で打ち、直径9センチメートル以上の丸竹で横ぬきを0.61メートルごとに取り付けること。
- (4) 牛の出入口は、2箇所以上設けること。
- (5) 観覧席と牛つなぎ場所を区画すること。
- (6) 観覧席に通ずる通路と牛の通路を区別すること。

○興行場法施行細則（昭和25年規則第27号）

第3条 法第2条第1項の規定により知事の許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類及び所定の営業許可申請手数料を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 他人の土地又は建物を使用する場合にあつては、その所有者の承諾書
- (2) 申請地を中心とした半径200メートル以内の見取図並びに営業施設の平面図及び断面図

- (3) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 2 仮設興行場については、実情に応じ前項の書類を一部省略することができる。